

農家の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足でお困りではありませんか？

外国人材等の代わりに、直接雇用や請負会社等を活用し人材確保した場合は、助成金が利用できます。

技能実習生等が入国できなかった。

従業員が出勤できなくなった。

新型コロナウイルス感染症の影響で

他県からボランティア予定が外出自粛のため来られなくなった。

観光農園で観光客が外出自粛により来られなくなった。

農業労働力確保緊急支援事業

(1) 援農者緊急確保支援

— 代替りの人材を新たに雇用した方へ —
人件費の掛かり増し経費分を補助します。

予定していた人材(技能実習生等)が雇用できず、代替人材を雇用する際に必要な経費の一部を支援します。
※代替人材と原則7日間以上雇用契約を締結し、農作業に従事した場合に、対象になります。

主な支援内容

●労賃

直接雇用:500円/時間以内:掛かり増し分(10時間/日以内)
派遣会社や作業受託会社を利用:掛かり増し分実費
(派遣会社等が本事業のパートナー企業として登録されていることが要件)

●交通費

3万円/月以内

●宿泊費・居住費

6,000円/日以内、10万円/月以内

●保険料

実費(労災保険、雇用保険の事業主負担分)

(2) 人材呼び込み支援

— 代替人材の求人活動を行った方へ —

求人活動で生じた広告活動費等の経費を支援します。

主な支援内容: 求人情報誌への掲載費用/求人チラシの制作費

※経費の1/2以内

代替人材

直接雇用

派遣・請負
など

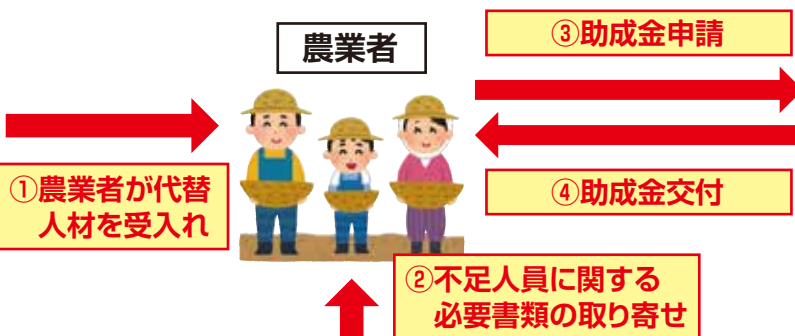


外国人材等の代替え申請の流れ

農業者



技能実習生監理団体



事業の相談窓口
及び申請先

- 全国農業会議所
・書類審査
・助成金交付
- 熊本県農業会議
・県相談窓口機関

■ 対象期間

● 令和3年12月31日まで

※対象期間は、コロナ禍の発生状況によっては、延長される可能性があります

※月毎の賃金等の支払日の翌月末までに助成金申請が必要です

■ 申請に必要な書類

● 掛かり増しの人件費の助成金を受けたい方

・不足人材に関する資料(技能実習計画様式第1号1面・2面・第2号、雇用契約書、管理費等)

・代替人材に関する資料(賃金台帳、出勤簿、領収書、雇用契約書等)

● 求人に係る費用の助成金を受けたい方

・契約書、領収書、掲載内容の実物など ※詳細は必ず本事業特設ページをご確認ください

お問い合わせ先

■ 事業に関するお問い合わせ

● オンラインによる申請の場合

・「for farmer プラットフォーム」

(農業労働力確保緊急支援事業特設ページから申請)

● 書類の郵送による申請の場合

※郵送前に書類の不備等ないか確認するため、事前にご連絡ください。

全国農業会議所専用webサイト

申請は下記HPアドレスから
<https://for-farmer.jp/>

熊本県農業会議(県相談窓口機関)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 TEL:096-384-3333

■ 請負会社等の活用(人材確保)に関するお問い合わせ

● 農業労働力緊急支援事業のパートナー団体へお問い合わせください

※人材派遣会社、人材紹介会社、作業受託会社等を利用する場合には、全国農業会議所にパートナーとして登録されている会社のみが、助成金の支援対象になりますのでご注意ください。



for farmer

検索

【パートナー団体一覧】

■ 国の事業を活用して請負会社等を利用した農家の声



トマト農家さん

依頼した請負会社が、収穫作業や選果場作業の経験が豊富だったため、安心して任せることができました！
国の支援もあるため、引き続き活用していきたいです。



ナス農家さん

請負会社を利用することで、必要な人材が直ぐに確保できました。また、その請負会社が、国事業のパートナー団体であったため、国の支援事業で掛かり増し経費分をカバーできました！

このチラシに関するお問い合わせ先

○熊本県農業会議(県相談窓口機関)

TEL:096-384-3333 (平日 8:30~17:15)

○JA熊本中央会・連合会 農政・営農支援センター

TEL:096-328-1025 (平日 9:00~17:00)

○熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課

TEL:096-333-2387 (平日 8:30~17:15)